

地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づき、年度当初の等級別の職員数を下記のとおり公表いたします。

等級ごとの職員数の公表（平成30年4月1日）

行政職給料表（一）

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階					
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階			
1級	主事の職務	42	10.5	主事	42	172	43.0	係員級			
				計	42						
2級	主任の職務	47	11.7	主任	47						
				計	47						
3級	主査の職務	83	20.8	主査	83						
				計	83						
4級	主幹の職務 副主幹の職務	90	22.5	主幹	6				90	22.5	係長級
				副主幹	84						
				計	90						
5級	課長の職務 出先機関の長の職務 監の職務 困難な業務を所掌する主幹の職務	85	21.3	課長					85	21.3	課長補佐級
				出先機関の長							
				監							
				主幹	85						
				計	85						
6級	次長の職務 室長の職務 困難な業務を所掌する課長の職務 出先機関の長の職務	43	10.7	次長					43	10.7	課長級
				室長							
				課長	36						
				出先機関の長	7						
				計	43						
7級	部長の職務 事務局長の職務 会計管理者の職務	10	2.5	部長	8	10	2.5	部長級			
				事務局長	1						
				会計管理者	1						
				計	10						
合計		400	100.0								